

北大阪商工会議所キャッシュレス決済 楽天Edy加盟店規約

第1条 (Edy加盟店)

北大阪商工会議所（以下「甲」という）と北大阪商工会議所キャッシュレス決済クレジットカード加盟店規約（以下「原契約」という）を締結している法人、個人または団体のうち、本規約を承認のうえ、Edyカードに記録されたEdyによる商品等の販売および提供（以下「電子マネー取引」という）を甲および甲が包括代理契約を締結するクレジットカード会社（以下「乙」という）に申込み、甲および乙が承認した法人、個人または団体を楽天Edy加盟店（以下「加盟店」という）といいます。原契約が終了した場合、本契約も終了するものとします。なお、電子マネー取引の取扱いには、本規約が適用されるとともに、本規約の定めに従い原契約が適用または準用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、つぎのとおりとします。

- Edy : 楽天Edy株式会社又はバリュー発行会社が楽天Edy株式会社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、利用約款に基づき利用者が商品等の代金の支払に使用することができる前払式支払手段である「楽天Edy」および「Edy」
- 楽天Edyサービス : Edyの発行、Edyの購入情報および残高情報の管理に加え、利用者が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとしてEdyを使用したときには、使用されたEdyに相当する代金額と同額の金額を甲および乙が加盟店に対して支払う楽天Edy株式会社が提供するサービス
- Edyカード : 利用者が、利用約款に従ってEdyを記録し使用するために必要な機能を備えた非接触ICカード等（楽天Edy株式会社が認定するものに限ります。）
- 利用者 : Edyカードを正当に保有する方であって、楽天Edy株式会社又はバリュー発行会社の発行するEdyを正当に入手して、楽天Edy株式会社およびバリュー発行会社が定める方法でEdyを利用する方
- 商品等 : 利用者が加盟店から販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツおよび権利等。なお、甲乙および楽天Edy株式会社と加盟店間で、販売又は提供に係る代金についてEdyを使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができるものとします。
- EdyAP製造許諾事業者 : 楽天Edy株式会社よりEdyAPの製造を許諾された事業者
- EdyAP : 楽天Edy株式会社或いはEdyAP製造許諾事業者が、楽天Edy株式会社より許諾を受けた上で楽天Edy株式会社より提供された楽天Edy株式会社所定の技術仕様に基づき開発した上で、EdyAP製造許諾事業者

- が製造・開発したセキュリティモジュールに搭載し、Edyの受入情報等の読取および書込機能を提供するための特定のアプリケーションで、楽天Edy株式会社所定の技術仕様に合致するプログラム
- Edy店舗端末 : 利用者が商品等の購入および提供を受けるに際しEdyを使用するために必要となる機器で、対象店舗等（第5条で定義します。）又はその指定する場所に設置されるEdyモジュールもしくはEdyAPが組み込まれたEdyの受入端末機器
- バリュー発行会社 : 第三者発行型前払式支払手段の発行について資金決済法に基づき登録を受けた法人で、楽天Edy株式会社の承認を得て利用者に対してEdyを発行する会社
- Edyシステム : 次の①から④の手順によって完結する決済システム並びにそれを実現させるために必要なコンピュータハードウェアおよびソフトウェア等
- ①バリュー発行会社は楽天Edy株式会社にEdyの発行に関する事務を委託し、楽天Edy株式会社および提携会社は、楽天Edy株式会社又はバリュー発行会社から利用者に対するEdyの発行に関する事務を履行する。発行されたEdyの対価として利用者から支払われた代金は、楽天Edy株式会社からバリュー発行会社に支払われる。
- ②加盟店は、利用者から商品等の購入および提供に係る代金についてEdyを使用することの申込みがあった場合には、本規約の規定に基づき、利用者にEdyを使用させる。
- ③甲および乙は、加盟店が利用者から移転を受けたEdyについて、加盟店から移転を受けた場合には、本規約に基づき当該Edyに相当する金員を加盟店に対して支払う。加盟店は甲および乙に対して所定の手数料を支払う。
- ④バリュー発行会社は、楽天Edy株式会社が甲および乙から移転を受けたEdyのうちバリュー発行会社の発行に係るEdyに相当する金員を楽天Edy株式会社に支払う。
- Edyモジュール : Edyの受入情報等の読取および書込機能を有するモジュールで、以下のすべての要素を満たすもの。
- ①楽天Edy株式会社又は楽天Edy株式会社が開発を許諾した第三者が開発・保有し、使用許諾する権利を有するEdyの受入情報等の読取および書込機能を有するものであること。
- ②プログラムの著作物を含み、特許権等の工業所有権で保護されているものであること
- ③電子マネーシステムで稼動するための情報、電子マネーシステムの安全性を維持するための情報等をも含むものであること
- 決済用アプリケーション等 : 楽天Edy株式会社又は楽天Edy株式会社が開発および製造を許諾した第三者が開発および製造したEdyシステムを利用する上で必要となる

	Edyの受入情報等の読取および書込機能を有する決済用アプリケーション
Edy決済センタ	: 楽天Edy株式会社から許諾を受けた法人が製造・開発したシステムサーバに決済用アプリケーション等が搭載されたセンタ
Edy番号	: Edyカードに記載又は記録される番号で、当該Edyカードに記載されるEdyおよびEdyによる取引を特定するために割り当てられる16桁の数字
Edy領域	: Edyカードの中の非接触型ICチップ内における、Edy番号、残高情報等の情報を格納するための領域
Edy領域内特定情報	: Edy領域内に記録されたEdy番号、残高情報等の情報
Edyエリア情報	: Edy領域内特定情報を読み取るための技術情報等
資金決済法	: 資金決済に関する法律（平成二十一年六月二十四日法律第五十九号）
利用約款	: 楽天Edy株式会社又はバリュー発行会社と利用者との間のEdyに関する取引を規定する約款

第3条（確認事項）

1. 加盟店は、Edyシステムの健全な運営を図り、EdyカードおよびEdyが円滑に使用されるよう本規約に定める義務を遵守するものとします。
2. 加盟店は、Edyシステムの利用にあたり資金決済法その他の関連諸法規等で定める事項を遵守するものとし、本規約にもとづく業務上の秘密を守ります。また双方および楽天Edy株式会社の信用・名誉を毀損することのないよう努めるものとします。
3. 加盟店は、利用者が利用約款に基づきEdyを使用していることを認識のうえ、本規約に従ってEdyカードおよびEdyを取扱うものとします。
4. 加盟店は、Edy店舗端末、Edyモジュールおよび決済用アプリケーション並びにそこに記録されるEdyの破壊、分解若しくは解析等を行ってはならず、又、いかなる理由があってもEdyの複製、改変又は解析等を行い、又は、かかる行為に加担・協力してはならないものとします。
5. 加盟店は、Edyシステムの利用に当たり、資金決済法において加盟店が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反する又は公序良俗に反するおそれのある商品等を取り扱わないものとします。
6. 加盟店は、第8条第2項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行ってはならないものとします。
7. 加盟店は、楽天Edy株式会社が加盟店に対して直接のいかなる義務も負わないこと、および甲乙による行為について楽天Edy株式会社がいかなる責任も負わないことを確認します。
8. 加盟店は、加盟店が利用者に対して販売又は提供する商品等の内容に著しい変更があった場合には、甲および乙に対し、遅滞無くその変更内容を報告するものとします。

第4条（対象商品）

1. 加盟店が販売および提供する商品等のうちEdyによって代金を支払うことが出来る商品等

は、加盟店が取扱うすべてのものとしします。ただし、Edyによって代金を支払うことのできない商品等として、甲乙および楽天Edy株式会社が別途定める商品等および加盟店が申出のうえ甲乙および楽天Edy株式会社が承諾した商品等については、この限りではないものとしします。

2. 加盟店が販売および提供した商品等の瑕疵、数量不足その他の利用者との紛争又は商品等に関するその他のクレーム又はアフターサービスについては、加盟店が自己の責任と費用をもって速やかに対処し、甲乙、楽天Edy株式会社およびバリュー発行会社に損害を発生させないものとしします。

第5条（取扱店舗等）

1. 加盟店は、Edyを取扱うこととする店舗（以下「対象店舗」といいます）又は自動販売機等（以下、対象店舗と併せて「対象店舗等」といいます）の所在地（自動販売機等の場合は設置場所等、甲および乙が指定する事項、以下、併せて「店舗等設置場所等」といいます）をあらかじめ甲所定の方法により甲に届け出て、甲および乙の承認を得るものとしします。
2. 加盟店は、甲および乙から貸与された楽天Edy株式会社が別途定める加盟店標識等を本規約に従い対象店舗等の見やすいところに掲示又は表示するものとし、Edyシステムの加盟店である旨表示するものとし、甲および乙の指示する以外の方法によって加盟店標識等を掲示又は表示してはならないものとしします。
3. 加盟店は、本条第1項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲所定の方式で届け出、甲および乙の承認を得るものとしします。

第6条（Edyモジュールおよび決済用アプリケーション等の使用許諾）

1. 甲および乙は、Edyモジュールおよび決済用アプリケーション等の使用について楽天Edy株式会社から許諾を得たうえで、加盟店に対し、これを再許諾するものとしします。
2. 加盟店は、甲および乙より使用の再許諾を受けたEdyモジュールおよび決済用アプリケーション等を、Edyによる決済および楽天Edy株式会社が別途定める目的にのみ利用することができるものとしします。
3. 加盟店は、つぎの事由が発生したときは、Edyモジュールおよび決済用アプリケーション等の使用を直ちに停止し、甲乙および楽天Edy株式会社の指示に従うものとしします。
 - ①本規約にもとづく加盟店の加盟が終了したとき
 - ②加盟店がEdy店舗端末の使用を停止したとき
4. 加盟店は、決済用アプリケーション等およびEdy店舗端末につき、修理、修復等する必要があるときは、甲乙および楽天Edy株式会社の指示に従うものとしします。また、決済用アプリケーション等およびEdy店舗端末等の修理、修復等について、加盟店は、甲乙および楽天Edy株式会社の指定する第三者以外の者に修理、修復等させてはならないものとしします。
5. 加盟店は、楽天Edy株式会社がEdyシステムを運用するに当たり、Edy店舗端末をバージョンアップするなどの運用上の必要性が生じた場合には、楽天Edy株式会社が必要と認めるデータ更新等を楽天Edy株式会社が行うことにあらかじめ同意するものとしします。

第7条 (Edyの使用)

1. 加盟店は、利用者がEdyにより商品等の購入代金又は商品等の提供代金の支払いにEdyを使用することを申し込んだ場合には、第9条および第10条に記載する場合を除き、本条に定める手順に従い利用者にEdyを使用させることとします。
2. 対象店舗における販売および提供の場合、加盟店はEdy店舗端末又はこれに接続されたPOS端末に、利用者が購入し又は提供を受けた商品等の代金額を入力し、表示された商品等の代金額を利用者に確認させた後、利用者にEdyカードをEdy店舗端末の定められた部分に触れるよう案内します（Edy店舗端末又はPOS端末の種類により楽天Edy株式会社所定の操作を必要とする場合があります。）。
3. 前項の操作により、利用者がEdyカードをEdy店舗端末の定められた部分に触れさせ、Edy店舗端末又はPOS端末に支払いが完了した旨が表示された時点で、利用者のEdyカードから加盟店のEdy店舗端末もしくはEdy決済センタに対するEdyの移転が完了します。これにより、加盟店の利用者に対する商品等の販売又は提供代金のうち当該Edyの使用額に係る代金債権に係る債務は加盟店と利用者との関係において消滅し、甲および乙は、加盟店に対し、本規約に定めるところに従い、当該代金債権に係る債務を支払うものとします。なお、Edy店舗端末又はPOS端末にEdyが不足している旨の表示がされた場合は、加盟店は利用者から当該不足額について現金等で支払いを受けることによって当該不足額を精算することができるものとします。
4. 加盟店は、Edyによる販売又は提供を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとします。ただし、Edy取引を行った当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合は、利用者に対して書面をもって引き渡し時期などを通知するものとします。
5. 加盟店は、有効なEdyカードを提示した利用者に対して、その利用を拒絶したり、また、利用者に対し現金によって代金を支払う客と異なる代金を請求するなど、利用者にとって不利となる取扱いをしてはならないものとします。
6. 加盟店は、加盟店が当該利用者に対して販売又は提供した商品等の代金として加盟店が受領すべき金額相当額のEdyを、利用者のEdyカードから加盟店のEdy店舗端末もしくはEdy決済センタに正確に移転させることとします。加盟店は、Edyの移転完了後、直ちに加盟店が受領すべき金額と、Edy店舗端末もしくはEdy決済センタに移転したEdyの金額が一致していることを確認しなければなりません。

第8条 (Edyによる販売後の取扱い)

1. 前条第3項のEdy移転後、加盟店と利用者との間に生じた商品等の瑕疵、欠陥その他取引上の一切の問題については、加盟店と利用者との間で当該問題を解決することとします。なお、加盟店と利用者との間で生じた当該問題について、甲乙および楽天Edy株式会社は一切の責任を負わないものとします。
2. 前項において加盟店と利用者との間で精算の必要が生じた場合、加盟店と利用者との間で現金によって精算を行うものとし、Edyによる精算は行わないものとします。但し、甲乙および楽天Edy株式会社がやむを得ないと認めた場合においては、甲乙および楽天Edy株式会

社は、加盟店からの依頼に基づいて楽天Edy株式会社所定の方法によりEdyによる精算を行うことができるものとします。

第9条 (Edy等の偽造・変造)

1. 加盟店は、以下の場合は、利用者が提示したEdyカードを可能な限り保管した上、以下の各号に該当した事実を直ちに乙および楽天Edy株式会社に通知し、乙および楽天Edy株式会社の指示に従うものとします。利用者が使用するEdyが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
①利用者が提示したEdyカードが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
②その他、甲および乙が加盟店に事前に通知する所定の事由がある場合
2. 前項の規定に拘らず、加盟店が本規約に定める義務その他甲および乙所定の手続を順守したうえで前項のEdyの移転を利用者から受領した場合には、加盟店に故意又は過失がない場合に限り、甲および乙は当該Edyの金額に相当する額より所定の手数料を控除した額を加盟店に補償します。

第10条 (楽天Edyサービスの利用中止等)

1. 加盟店は、つぎのいずれかが生じた場合、甲乙および楽天Edy株式会社が加盟店に予告することなく楽天Edyサービスの利用を全面的に又は部分的に中止又は停止する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、加盟店は、第7条に定めるEdyによる商品等の販売はできないものとします。
①Edyカード若しくはこれに記録されたEdy（利用者の保有か否かを問わない）が偽造、変造若しくは不正作出されたとき、又はその疑いのあるとき。
②Edy（利用者の保有か否かを問わない）が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき
③Edyカード若しくはパーソナルリーダー・ライタの破損又は電磁的影響その他の事由によりEdyが破壊および消失したとき又は楽天Edyサービスに関するシステムの障害その他の事由によりEdy店舗端末が使用不能となったとき
④楽天Edyサービスに関するシステムの保守管理その他の事由により楽天Edyサービスに関するシステムの全部又は一部を休止するとき
⑤利用者によるEdyカード又はパーソナルリーダー・ライタの利用が利用約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき
⑥その他やむを得ない事由が生じた場合
2. 前項の楽天Edyサービスの全部または一部の利用中止等により、加盟店に不利益又は損害（逸失利益、機会損失を含みます。）が生じた場合でも、甲乙および楽天Edy株式会社は一切責を負わないものとします。
3. 加盟店は、前2項に定める場合のほか、甲乙および楽天Edy株式会社が利用約款に基づき、特定の利用者若しくは全ての利用者に対する楽天Edyサービスの全部若しくは一部の利用を中止し、特定の利用者の楽天Edyサービスの利用資格を取消し、又は楽天Edyサービスを全面的に終了することがあることをあらかじめ了承します。この場合、本条第2項を

準用します。なお、楽天Edyサービスが全面的に終了した場合には、本規約第16条に従って終了時の措置をとることとします。

第11条（締め処理について）

1. 加盟店は、甲乙又はEdy店舗端末所定の方法に従い、Edy店舗端末の締め処理を行います。
2. 加盟店は、前項に定めるEdy店舗端末の締め処理を行うことによって、利用者のEdyカードからEdy店舗端末にもしくはEdy決済センタに対して移転が完了したEdyおよび当該Edyの取引に関するデータを楽天Edy株式会社の指定するセンタ（以下「Edyセンタ」といいます）に送信します。
3. 加盟店は、対象店舗等の売上を集計するごとに第1項に基づく締め処理を行い、最低月1回以上の締め処理を行うこととします。但し、甲乙および楽天Edy株式会社がやむを得ないと認めた場合には、この限りではないものとします。なお、当該締め処理にかかる費用は、加盟店の負担とします。

第12条（加盟店に対する支払い）

1. 甲は、加盟店が利用者に対し、本規約の各条項に則り正当に取引したEdy取引に関する売上代金を乙から代理受領し、加盟店に分配を行います。
2. 甲は、精算対象となるEdyを甲所定の締切日で締め切り、加盟店に対する支払額を確定します。なお、甲乙、加盟店および楽天Edy株式会社の故意又は過失によらずして精算対象となるEdyの金額の合計額が算出できなかった場合には、甲および乙は加盟店に対してその算定のために必要な協力を求めることができるものとし、加盟店はその求めに応じなければならないものとします。
3. 甲は、前項で確定した精算対象となるEdyの金額の合計額から次条の手数料を控除した額を、原契約に基づく甲から加盟店に対する支払額に加えて、原契約に定める方法で加盟店に支払うものとします。
4. 加盟店は、本規約に基づく加盟店の地位を第三者に譲渡することはできません。また本規約に基づく取引から発生した甲および乙に対する一切の債権、債務を甲および乙の書面による承諾なしに第三者に譲渡したり、質入れしたり、その他担保として提供する等の処分をすることはできません。

第13条（手数料の支払い）

加盟店は、Edyによる販売額に対して甲所定の料率により計算した手数料、および甲が別途規定する手数料を甲に支払うものとします。

第14条（精算代金の支払の取消し）

1. 加盟店が下記のいずれかに該当した場合、甲は第12条第3項に基づく代金（以下「精算代金」とします）の支払義務を負わないものとします。
 - (1) 精算対象のEdyが偽造、変造その他不正使用のEdy又はその疑いのある場合
 - (2) 第7条に違反してEdyによる販売を行ったとき
 - (3) 第11条に基づく締め処理を行わなかったとき

(4) その他加盟店が本規約に違反した時

(5) 楽天Edy株式会社所定の事由に該当した時

2. 甲が、加盟店に対し前項に該当する精算代金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、遅延なく甲の指定する方法により甲に当該精算代金を返還するものとします。なお、加盟店が当該精算代金を返還しない場合には、甲は次回以降支払となる加盟店に対する精算代金から当該精算代金を差し引くことができるものとします。

第15条 (加盟の終了)

1. 楽天Edy株式会社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他楽天Edy株式会社の都合等により、EdyカードおよびEdyの取扱いを終了することがあり、この場合、甲は加盟店に対して事前に通知することにより、本規約にもとづく加盟店の加盟を終了させることができるものとします。本項による加盟終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます）が生じた場合でも、甲乙および楽天Edy株式会社は一切責を負わないものとします。
2. 理由の如何を問わず、原契約が終了した場合は、別途甲が認めた場合を除き、本規約にもとづく加盟店の加盟は終了するものとします。
3. 原契約に定める契約終了に関する条項は、本規約にもとづく加盟店の加盟の終了に準用されるものとし、加盟店が原契約に違反している場合その他加盟店が原契約に定める契約終了事由（本項による準用後の事由を含みます）に該当する場合、甲は、原契約を解除することなく、本規約にもとづく加盟店の加盟を終了させることができるものとします。
4. 加盟店が下記のいずれかに該当すると甲乙および楽天Edy株式会社が判断した場合、甲は加盟店に対し通知、催告をすることなく、本規約にもとづく加盟店の加盟を終了させることができるものとします。なお、これにより甲および乙が損害を被った場合には、加盟店は直ちに当該損害を賠償する責を負うものとします。
 - ① 加盟店又は加盟店の従業員等の故意又は過失により甲乙又は楽天Edy株式会社が損害を被った場合
 - ② 本規約に違反した場合
 - ③ 加盟店と甲および乙との間の他の契約に加盟店が違反した場合
 - ④ 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
 - ⑤ 第8条第2項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行った場合
 - ⑥ 資金決済法において加盟店が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反する又は公序良俗に反するおそれのある商品等を加盟店が取り扱っていると甲および乙が判断した場合
 - ⑦ その他、甲および乙が加盟店を加盟店として適当でないと判断した場合
5. 加盟店の加盟の終了のほか、甲乙と楽天Edy株式会社との代表加盟店契約が終了した場合には、甲から加盟店に対して通知することにより、代表加盟店契約終了日をもって本

規約にもとづく加盟店の加盟は終了するものとします。

6. 本規約にもとづく加盟店の加盟が終了した場合といえども、加盟店と甲および乙との間に未履行の債務がある場合には、加盟店および甲乙は本規約の定めに従い債務を履行するものとします。

第16条（加盟終了後の手続）

前条により本規約にもとづく加盟店の加盟が終了した場合又は第10条により楽天Edyサービスの全部が終了した場合には、加盟店はその後利用者からEdyを受け入れる等一切のEdyの取扱いをしてはならず、又、以下の事項を遵守するものとします。

- ①加盟店のEdy店舗端末に存在するEdy全てについて、本規約にもとづく加盟店の加盟が終了した日から10日以内に甲および乙に対し第12条2項に基づく支払を請求すること
- ②甲および乙の指示に従い、Edy店舗端末、加盟店標識等その他甲乙又は甲乙の指定する業者から貸与された一切の物品を直ちに貸主に返還すること。
- ③その他甲および乙が別途指定する手続

第17条（情報の提供等）

1. 加盟店は甲乙および楽天Edy株式会社に対し、Edyカード、EdyおよびEdyシステムに関するセキュリティ、Edyの不適当な利用の防止および利用者の利用形態の調査等に関する情報提供等について最大限の協力をするものとし、楽天Edy株式会社若しくはバリュー発行会社が合理的範囲内にかかる調査結果および情報を利用、公表すること、又は他の事業者等に対してこれらの情報を開示できることに合意します。
2. 加盟店は前項に定める他、Edyシステムの安全性の維持等、甲および乙が相当と認める場合には必要な協力を行うものとします。
3. 加盟店は甲および乙に届出た情報の内、代表者名を除いた情報に関し、楽天Edyサービスの提供を目的とし甲および乙より楽天Edy株式会社へ提供されることに同意するものとします。
4. 加盟店は、楽天Edy株式会社が決済サービス等を運営する上で取得したEdy番号を用いたEdyシステム上で実現される決済サービス等の履歴情報等が楽天Edy株式会社に帰属することに同意し、楽天Edy株式会社がそれらの情報を利用することおよび他の事業者等に対してこれらの情報を開示できることに合意します。また、加盟店は、加盟店が保有する利用者の購買履歴情報等の利用者に関する情報であってEdy番号の記載を含む情報を第三者に提供してはならないものとします。
5. 加盟店は、他社決済インフラサービス等を利用している場合には、楽天Edy株式会社がEdyシステムを運営するに当たり必要とする他社決済インフラサービス等の稼働状況および障害調査等に関する情報を、自己の責任において、甲乙および楽天Edy株式会社に対し報告しなければならないものとします。

第18条（対象店舗等における加盟店の責任）

加盟店は、第5条第1項にもとづき届け出た対象店舗等におけるEdyシステムの導入、円滑な運営

および資金決済業務について責任をもつものとし、当該Edyシステムの導入、円滑な運営および資金決済業務について問題が生じた場合には、すべて自己の責任と負担において、これを処理、解決するものとします。

第19条（損害賠償）

1. 加盟店は、本規約に違反した場合、甲乙および楽天Edy株式会社に対し、甲乙および楽天Edy株式会社に生じた一切の損害について賠償します。
2. 加盟店の役員および従業員（以下、総称して「従業員等」といいます）又は子会社等による不正等により生じた甲乙および楽天Edy株式会社の損害は加盟店により生じた損害とみなされ、加盟店は甲乙および楽天Edy株式会社に対し前項に従いかかる損害の一切について賠償するものとします。

第20条（Edyエリア情報およびEdy領域内特定情報）

1. 楽天Edy株式会社は、Edy番号を含むEdy領域内特定情報およびEdyエリア情報を独占的に使用することができ、第三者にこれを使用させることができるものとします。
2. 楽天Edy株式会社は、Edyシステムの利用および利用者からの問合せ対応の目的で使用する場合に限り、加盟店に対し、自己が管理するEdy番号の使用を認めるものとします。なお、加盟店は、当該目的のためにEdy番号を使用する際には、楽天Edy株式会社所定の定めに従いこれを使用しなければならないものとします。
3. 加盟店は、前項以外の目的でEdy番号の使用を希望する場合には、別途楽天Edy株式会社所定の契約を楽天Edy株式会社と締結しなければならないものとします。

第21条（規約の変更、承認）

甲は、取扱店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。改定後、利用者に対してEdy取引を行った場合には、変更事項または新規約を承認したものとみなします。

第22条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、性質上適用または準用がないことが明白な場合を除き、原契約が適用または準用されるものとします。

以上

（2021年11月改定）